

川崎地域調達情報

令和8年9月8日公表 調達番号:川26031号

件名:インクボトルほかの購入【概算総価】(多摩警察署)

見積書提出期限:令和8年9月17日(正午) 見積書提出場所:指導課 調達グループ

項番	品名	メーカー	型番・規格	同等品の可否	数量	単位	納入期間	納入場所
別紙のとおり							令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日	多摩警察署 1階 会計課 (川崎市多摩区柝形3丁目1番1号)

特記事項

1 見積金額は、1品目単位当たりの税抜きの単価に予定数量を乗じた額の合計金額(概算総価)とし、単価、総価ともに小数点第4位まで記載できるものとする。
2 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については、増減の可能性がある。
3 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載すること(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
4 発注する都度、(月に1、2回程度)、別添仕様書で指定する期日までに納入すること。
5 代金の請求は1ヶ月分を取りまとめ、翌月発注者あてに請求書を提出することにより行う(請求額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨て)。
6 その他契約条件は、別添仕様書のとおり。

同等品の確認の連絡先

所属	多摩警察署
担当者	会計課 竹下
電話	044-922-0110 内線234
FAX	044-922-0110

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位
1	インクボトル	エプソン	KEN-MB-L	否	16	個
2	インクボトル	エプソン	TAK-PB-L	否	24	個
3	インクボトル	エプソン	TAK-C-L	否	30	個
4	インクボトル	エプソン	TAK-M-L	否	24	個
5	インクボトル	エプソン	TAK-Y-L	否	24	個
6	メンテナンスボックス	エプソン	EPMB1	否	12	個
7	USBメモリー	不問	8GB	－	10	本
8	USBメモリー	不問	16GB	－	22	本
9	USBメモリー	不問	32GB	－	4	本
10	USBメモリー	不問	64GB	－	2	本
11	USBメモリー	不問	128GB	－	2	本
12	SDHCカード	不問	16GB	－	5	枚
13	データ用DVD-R	verbatim	DHR47JP25V1 25枚入	可	3	パック
14	写真用紙 光沢	エプソン	KL400PSKR	否	48	箱
15	FAXインクリボン	朝日電器	FIR-P19-5P	可	5	箱

仕 様 書

1 件名

インクボトルほかの購入【概算総価】

2 契約期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで

3 品目、規格及び予定購入数量

別紙のとおり

予定数量は、過去の実績等から算出したもので実際の購入数量とは異なる場合がある。

4 納入場所

川崎市多摩区柘形3丁目1番1号 多摩警察署1階会計課

5 発注及び納品方法

- (1) 書面又はファクシミリで発注（月1、2回程度）し、発注日の翌日から起算して14日以内に納品すること。ただし、納入期限が「神奈川県の日曜日に定める条例」に規定される休日にあたる場合は、その翌開庁日とする。

なお、納品は、平日の午前8時30分から午後5時までにを行うこと。

- (2) 納入品に不適格品があったときは、直ちに代替品を再納品すること。
- (3) 契約品目が製造中止などの理由で納品できない場合は、事前に書面をもって同等品の申請をし、承認を得たうえで、納品すること。
- (4) 自動車を使用して配送する場合、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針2(4)に規定する「低公害車」をいう。）の使用に努め、エコドライブ（同指針2(5)に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。

6 納品書記載事項

納入の際には、その都度、納品書を提出するものとし、納品書には、納入者の表示（住所、氏名（法人の場合は法人名））、納品先の表示（多摩警察署長）、納入年月日、納入場所、納入される物品等の品名（規格・商品コード等）、数量、単価、合計金額を記載すること。

7 代金の請求

支払いは1か月分を取りまとめ、翌月に発注者あて請求書を提出することにより行う。請求金額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てる。

8 特記事項

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなす。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）に基づく契約解除等
契約条件の詳細は、神奈川県ホームページ (<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/fl100447/>) を参照すること。
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天変地異等やむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、納入期限の翌日から物品を納入した日までの期間に応じ、当該物品に係る契約金額につき神奈川県財務規則第33条（昭和29年神奈川県規則第5号）第1項に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365日で換算する。）で計算した違約金を徴収します。違約金の率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とします。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金は徴収しません。